

京都市告示第 10 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成31年4月1日から平成35年3月31日まで、株式会社アクティブケイを京都市公金収納受託者として、京都市円山公園音楽堂の使用料の徴収、収納事務を委託します。

平成31年4月1日

京都市長 門川 大作

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)